

## 公開買付者に対する質問

公開買付者に対する質問は以下のとおりです。

1. 公開買付者は、本公開買付けに対する応募がその上限に達するか否かにかかわらず、本公開買付け後、更に当社株式の買付行為を進めることをお考えではないということでおろしいでしょうか。当社株式の更なる買付けを考えておられないのであればその旨ご教示ください。当社株式の更なる買付行為を進める可能性がある場合、その目的、時期、方法、関連する取引の仕組み、買付予定の株式の数及び買付け等を行った後における株式所有割合、並びに追加取得の結果当社株式が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由についてご教示ください。
2. 公開買付者が当社の議決権割合を高めることが、当社の中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資するか否かをご教示いただくとともに、仮に当社の中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益に資するとの認識であれば、その理由について具体的にご説明ください
3. 当社としては、議決権行使を通じた株主総会における意思決定のみならず、当社の経営判断にも強い影響力を有する立場に立ち得る公開買付者のような大株主は、株主としての個人的な利益の追求のみならず、当社の企業価値ひいては株主共同の利益にも配慮することが期待されてしかるべきと考えておりますが、この点に関する公開買付者のお考えをご教示ください。
4. 仮に公開買付者が本公開買付けにより当社の議決権の30%を保有する大株主となった場合、当社の他の一般株主と公開買付者との間で利益が相反する可能性も否定できませんが、そのような懸念についての公開買付者としてのお考えをご教示いただくとともに、仮にそのような懸念が具体化した場合、当社の一般株主の利益への配慮の観点から、公開買付者として具体的にどのような対応をとるご方針か、ご教示ください。例えば、公開買付者が当社の株式を売却する局面では、その時期、規模、手法、相手方等の事情次第で、公開買付者と当社の一般株主の利益が相反する可能性も否定できないと考えております。この点について、公開買付者として、当社の一般株主の利益にどのようにご配慮いただけのか、公開買付者のお考えをご説明ください。
5. 本公開買付届出書の「本公開買付け後の経営方針」において、公開買付者は、本対応方針に基づく対抗措置が発動される場合を除き、当社の経営、経営方針及び業務執行については鶴岡に一任する、当社に対して重要提案行為等を行わない、鶴岡による経営を阻

害しないとありますが、それを踏まえ、公開買付者による議決権行使その他の株主権の行使の具体的な方針についてご説明ください。なお、本公開買付届出書の「当社株式の議決権行使の方針」において、公開買付者は、買収防衛策の導入・発動以外の議案には反対しないとありますが、これは棄権もしないという理解でよいかご確認ください。

6. 上記 5. に関連して、本公開買付届出書によれば、仮に鶴岡が当社の代表取締役 CEO から退任することがあった場合には、大株主としての鶴岡と協議を行い、その後の保有の方針を決める考えているとのことです、仮に鶴岡が代表取締役 CEO から退任した後も公開買付者が当社株式を保有し続けた場合における公開買付者の経営方針及び議決権行使その他の株主権の行使の方針のご想定についてご説明ください。
7. 本公開買付届出書の「本公開買付け後の経営方針」において、公開買付者は、以下のとおり表明しておりますが、この点に関して以下の点をご教示ください。

「本書提出日現在において所有する対象者株式及び本公開買付けを通じて取得した対象者株式（両者を総称して、以下「公開買付者所有株式」という。）の売却に際しては、公開買付者所有株式の全てを一括して第三者に売却する場合には、公開買付者は、対象者取締役会に対して、売却の少なくとも 6 か月前までに当該売却先に関する通知を行い、対象者取締役会と当該売却先との間での十分な協議の時間を確保するものとする。但し、東京証券取引所の立会内取引での売却に関してはこの限りではなく、東京証券取引所の立会内取引で売却されたか又は売却される対象者株式は、公開買付者所有株式の範囲に含まれないものとする。」

- (1) 「公開買付者所有株式の全てを一括して第三者に売却する場合」とありますが、公開買付者がその保有する当社株式の一部を売却する場合、公開買付者は当社への事前通知や当社と売却先との間の協議の時間を確保することなく、当社株式を自由に第三者に売却することを想定していると考えてよいでしょうか。
- (2) ここで想定されている「協議」はあくまで当社と売却先との間のものであり、公開買付者がその保有する当社株式を第三者に売却する場合、公開買付者が当社との間で事前に協議することを約束するものではないと考えてよいでしょうか。
- (3) 公開買付者がその保有する当社株式を売却する場合、どのような売却先を想定されていますでしょうか。現時点での具体的な売却先は想定されていないかもしれません、その場合でも、売却先を検討・選定するにあたっての基準や考え方をできる限り具体的にご教示ください。

(4) 公開買付者は、「支配権プレミアムを獲得し享受すること」を当社株式取得の目標とご説明いただいておりますが、かかる目標との関係で、当社株式を売却する時期を決める判断基準をご教示ください。例えば、当社株式の株価が一定の水準に達した場合、公開買付者の目指す「目標に対して経営陣から賛同を得られない場合」などできる限り具体的にご教示ください。

(5) 公開買付者による上記表明は、鶴岡が当社の代表取締役 CEO であるかを問わないと いう理解でよいか、ご確認ください。

8. 公開買付者は、2025 年 3 月 25 日時点で STM との間で当社株式の買付けに関する合意を行 い、STM は同年 4 月 4 日から同年 4 月 17 日にかけて断続的に当社株式を買い集めていた とのことですですが、STM の①役員構成、②最終親会社、③実質的支配者及び公開買付者と STM の関係性について具体的にご教示ください。また、STM は、本公開買付届出書提出日 時点において当社株式 3,424,200 株を保有していることですが、2025 年 4 月 30 日を 基準日とする当社の株主名簿によれば、「INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED AS TRUSTEE OF THE UBIQUITOUS MASTER SERIES TRUST MELCO GROUP MASTER FUND」が当社株 式を 3,424,200 株保有していることを確認しており、当該株主は STM と同一であると理 解してよろしいでしょうか。あわせてご回答ください。

9. 本大量保有報告書等によれば、公開買付者は当社株式を立花証券株式会社（以下「立花 証券」といいます。）からの信用取引によって買い建てていることですが、公開買付 者と立花証券の間で締結している当社株式に係る担保契約等の契約（当該株式に係る議 決権及びその他の株主権の行使についての契約を含みます。）の概要について具体的にご 教示ください。なお、公開買付者が信用取引による当社株式の取得を開始してから本日 現在に至るまでの間、公開買付者と立花証券との間で締結している契約の内容について 変更がある場合は、当該変更の内容、目的、時期についても具体的にご教示ください。

10. 制度信用取引における議決権行使について、3 月 25 日付牧氏レターにおいて、牧氏は 「貴社の株主名簿（実質株主名簿）には、立花証券株式会社又は（貸株部分について） 日本証券金融株式会社が登録されることになり、牧氏は、議決権を行使できません。」と 説明しております。当該説明について、制度信用取引における議決権の取扱いに係る規 程上、公開買付者の意向に関わらず、当社株式に係る議決権行使ができない状況にある との理解で間違いないでしょうか。例えば、一定期間の経過等の事由をトリガーとして 議決権行使が可能になる場合には、その事由等についても具体的にご教示ください。

以上